


所管部課	子ども生活部青少年課	部長	榎本 豊			
件名	平成28年度親子バスケットボール教室事業補助金交付要綱について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則（昭和42年規則第6号）				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>地域や親子の交流機会を与え地域コミュニティの活性化を図ることを目的として実施する親子バスケットボール教室事業の運営に要する経費の一部について補助するために、平成28年度親子バスケットボール教室事業補助金交付要綱を制定する。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>①補助対象者 親子バスケットボール教室を行う団体</p> <p>②補助対象経費 講師謝礼、消耗品費、印刷製本費など</p> <p>③補助金の交付額 予算の範囲内において、市長が必要であると認めた額</p> <p>(2) 施行日 市長決裁日</p> <p>(3) 平成28年度の予定</p> <p>①開催日 平成29年2月11日（土・祝）</p> <p>②開催場所 東大和市 Rond みんなの体育館</p> <p>(4) 影響及び効果 親子バスケットボール教室を実施することによって、地域や親子の交流の機会を与え地域コミュニティの活性化を図ることができる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成27年10月9日 平成28年度コミュニティ助成事業に申請</p> <p>平成28年3月31日 平成28年度コミュニティ助成事業に決定</p> <p>平成28年9月6日 9月補正議決</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。